指 名 停 止 業 者 一 覧

令和8年1月22日　現在

称号または名称	本社 (営業所等) 所在地	指名停止期間始期	指名停止期間終期	措置要件		指名停止理由
新明和工業（株）流体事業部営業本部東北支店	仙台市	令和7年10月17日	令和8年8月16日	栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項　該当	(独占禁止法違反行為)	当該業者は、他社1社と共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していため、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に反する業者として公表されたことから、栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項に基づき指名停止とするもの。
大日コンサルタント(株)仙台事務所	仙台市	令和8年1月22日	令和8年5月21日	栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項　該当	(独占禁止法違反行為)	当該業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関する入札等において、当該業者らを含む6者で共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたため、令和7年12月19日付で公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたことから、栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項に基づき指名停止とするもの。
(株)トーニチコンサルタント東北事務所	仙台市	令和8年1月22日	令和8年5月21日	栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項　該当	(独占禁止法違反行為)	当該業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務に関する入札等において、当該業者らを含む6者で共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、当該取引分野における競争を実質的に制限していたため、令和7年12月19日付で公正取引委員会から独占禁止法第3条に違反する事業者として公表されたことから、栗原市有資格業者に対する指名停止要領別表第16項に基づき指名停止とするもの。